

## 熊谷市無料低額宿泊所の設置に係る事前協議等に関する要綱

令和6年3月13日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、無料低額宿泊所を設置しようとする事業者が、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第22号）第36条の届出をする前に行う市長との事前協議その他必要な事項を定めることにより、同条例第4条第5項に規定する地域との結び付きを重視した無料低額宿泊所の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に規定する生活困窮者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業をいう。
- (2) 無料低額宿泊所 事業を行う施設をいう。
- (3) 事業者 無料低額宿泊所を設置し、管理運営を行う者をいう。

(事業者の配慮)

第3条 事業者は、無料低額宿泊所の設置及び管理運営に当たっては、次に掲げる事項について配慮しなければならない。

- (1) 近隣住民等に対し誠意をもって事業の内容を説明し、その理解を得るよう to すること。
- (2) 入居者に対し、周辺の良い生活環境を損なうような行為（入居者による迷惑行為、不法投棄、騒音等をいう。）を控えさせること。

(申出)

第4条 事業者は、無料低額宿泊所を設置しようとするときは、次条第1項の事前協議書を提出しようとする日の30日前までに、無料低額宿泊所の位置、規模等について、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、次に掲げる事項について当該事業者に求めるものとする。

- (1) 地域の生活環境及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に係る施設その他これらに類する施設の位置、規模等をあらかじめ把握し、地域社会と調和した事業計画とすること。

- (2) 無料低額宿泊所の設置及び管理運営に関して、近隣住民等に説明し、理解が得られる見込みが立った上で設置の計画の決定を行うこと。

(事前協議)

第5条 前条第2項の規定により市長から求められた事項について承諾した事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに事前協議書(様式第1号)を市長に提出の上、次条に規定する近隣住民等への説明の内容、対象範囲その他市長が必要と認める事項について協議を行うものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による建築主事の確認(以下「建築確認」という。)を受けなければならない建築物の建築等を伴う設置 建築確認の申請をしようとする日の3か月前の日
- (2) 前号に規定するもの以外の設置 事業を開始しようとする日の3か月前の日

2 前項の事前協議書を提出しようとする事業者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の定款(定款がない場合は、団体の概要が示されているもの)
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 事業の代表者及び無料低額宿泊所の施設長の履歴書
- (4) 無料低額宿泊所の職員の名簿
- (5) 無料低額宿泊所の入所規約及び入所契約書の様式
- (6) 無料低額宿泊所の案内図、配置図、平面図、立面図、写真等  
(近隣住民等への説明等)

第6条 市長は、前条第1項の協議が終了したときは、当該協議を行った事業者に対し、次に掲げる事項について求めるものとする。

- (1) 次に掲げる事項について近隣住民等に説明すること。
  - ア 設置の趣旨
  - イ 事業者の概要及び経歴
  - ウ 事業の内容
  - エ 無料低額宿泊所の設備
  - オ 管理運営の形態、内容及び人員配置
  - カ 周辺的生活環境に与える影響
  - キ その他必要な事項
- (2) 前号の規定による説明を行った後又は事業を開始した後であっても、近隣住民等又は市長から当該事業に対する説明を求められたときは、その都度前号の説明を行うこと。
- (3) 前2号の説明の結果、合意に達した事項について、近隣住民等を代表する

者と協定を締結すること。

(4) 前号の協定を遵守すること。

(5) 第8条第1項の協定を締結するまでは、事業を開始しないこと。

(報告書の提出)

第7条 前条第1号及び第2号の説明を行った事業者は、当該説明を行った日から5日以内に、その内容について説明会等報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(市長との協定)

第8条 第6条第3号の協定を締結した事業者は、当該協定の遵守その他の事項について、市長と協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定の締結に当たっては、近隣住民等への説明の経緯、近隣住民等と締結した協定の内容、無料低額宿泊所の設置場所の周辺地域の状況、無料低額宿泊所が周辺の生活環境に与える影響等を総合的に勘案するものとする。

3 第1項の協定を締結した事業者は、これを遵守しなければならない。

(事業内容の変更手続)

第9条 事業の内容の変更等に伴い、第6条第1号の規定により近隣住民等に説明した事項の内容を変更しようとする事業者は、同条第3号及び前条第1項の協定の内容の変更について、近隣住民等への説明並びに近隣住民等を代表する者及び市長と協議を行い、新たな協定を締結するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

事前協議書

年 月 日

熊谷市長 宛

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号

熊谷市無料低額宿泊所の設置に係る事前協議等に関する要綱第5条第1項の規定により、次の設置計画について、事前に協議を行います。

1 施設の名称、所在地等

施設の名称		
施設の所在地		
施設の定員		
事業開始予定日		
施設の職員数		
建物の種類、規模及び築年数		
事前説明会	開催時期	
	開催予定場所	
	対象とする自治会名等及び出席予定者数	

(裏)

2 事業内容（自立支援の方策、地域社会との交流その他の実施方針等）



添付書類

- (1) 事業者の定款（定款がない場合は、団体の概要が示されているもの）
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 事業の代表者及び無料低額宿泊所の施設長の履歴書
- (4) 無料低額宿泊所の職員の名簿
- (5) 無料低額宿泊所の入所規約及び入所契約書の様式
- (6) 無料低額宿泊所の案内図、配置図、平面図、立面図、写真等

様式第2号（第7条関係）

説明会等報告書

年 月 日

熊谷市長 宛

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号

熊谷市無料低額宿泊所の設置に係る事前協議等に関する要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

施設の名称		
施設の所在地		
説明会の内容	開催日	
	開催場所	
	対象とした自治会名等	
	出席者数	
	概要説明	

※説明会で配布した資料を添付すること。